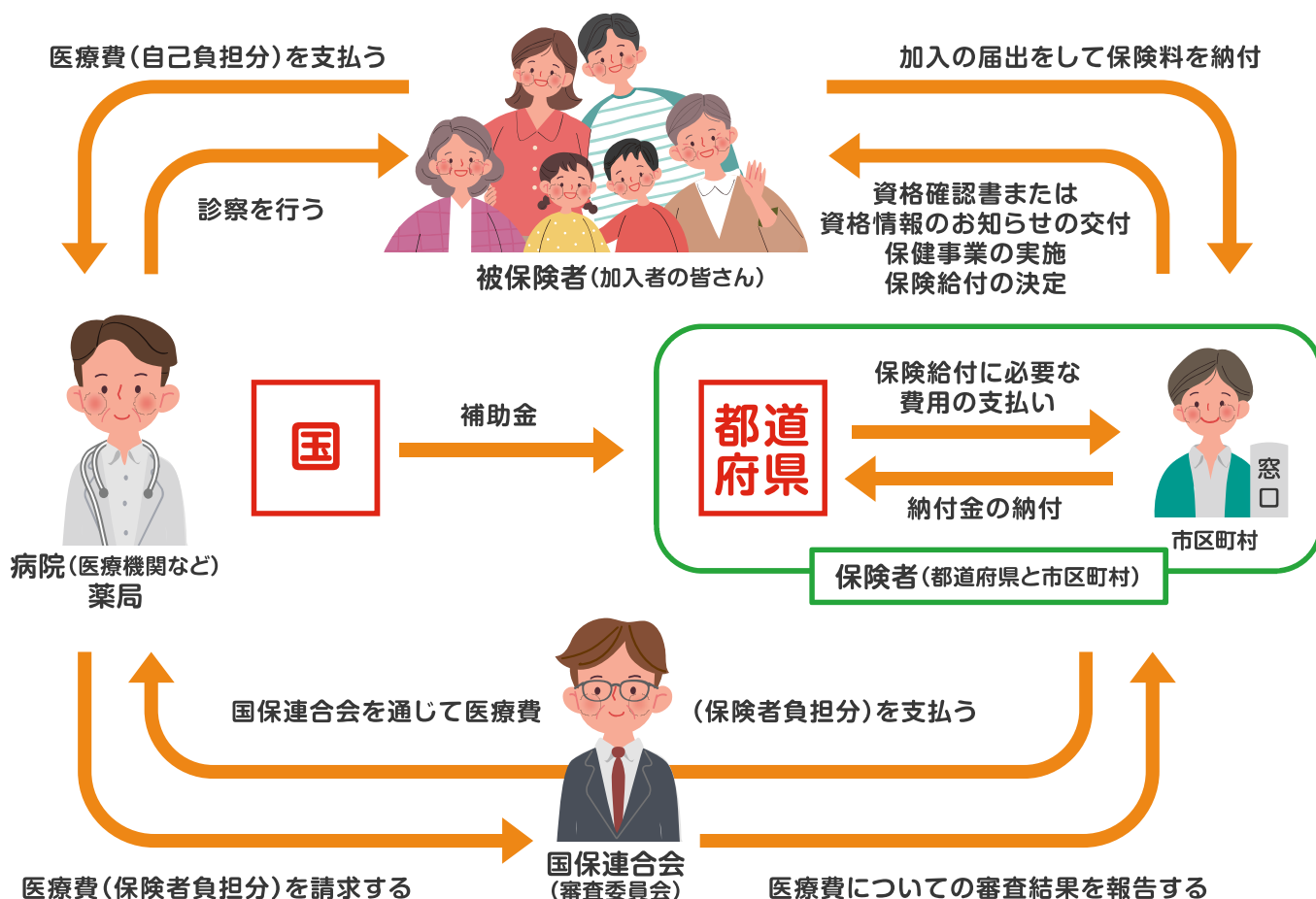


国保のしくみ

国保とは、正式には国民健康保険といいます。わが国では「国民皆保険制度」をとっており、国民は必ず何らかの医療保険に加入することになっています。国保はその医療保険制度のひとつで、皆さんが住む市区町村（静岡市）が、都道府県（静岡県）と一緒に運営しています。

国保はこのようなくみで運営されています。



国保の制度について

国保を持続可能で安定的に運営していくため、平成30年4月から、都道府県と市区町村がともに国保の保険者となり、それぞれの役割を担っています。

都道府県と市区町村の役割分担

都道府県の主な役割	市区町村の主な役割
・財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を都道府県に納付
・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・資格を管理 （資格確認書または資格情報のお知らせなどの発行）
・市区町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率などを参考に保険料率を決定 ・保険料の賦課・徴収
・保険給付費等交付金の市区町村への支払い	・保険給付の決定・支給

※各種申請や届出など、皆さんに身近な窓口事務は、お住まいの市区町村で受付しています。

国保に加入する人は？

他の医療保険（健康保険、共済組合、船員保険、後期高齢者医療制度など）に加入している人や生活保護を受けている人などを除いたすべての人は、住所を有する都道府県が市区町村とともに国保（自分の住民登録がある市町村の国保）に加入することになります。（国民健康保険法第5条・第6条）

なお、海外に1年以上居住し、一時帰国の期間が1年未満であるときは、住所は海外にあるものとして扱うこととなるため、住民登録の対象とはなりません。（昭和46年3月31日自治振第128号自治省行政局振興課長通知）

医療費の一部負担割合〈国民健康保険法第42条〉

医療費の一部負担割合は年齢などに応じて決まっています。
医療機関などで支払う医療費（自己負担分）を一部負担金といいます。



・0歳児から高校生年代までのお子様の保険医療助成制度については、各区福祉事務所子育て支援課給付係へお問い合わせください。

葵区 ☎ (054) 221-1093

駿河区 ☎ (054) 287-8674

清水区 ☎ (054) 354-2120

医療費が払えないときは（一部負担金の減免および徴収猶予について）

災害、失業などの特別な理由で、一時的に生活が困難となり、医療機関などに医療費（一部負担金）を支払えないときに、医療費の減額、または免除を受ける制度があります。（国民健康保険法第44条）

事前の申請が必要ですので、詳しくはお住まいの区の保険年金課にご相談ください。

マイナ保険証 Q & A

Q1 「マイナ保険証」とはなんですか？

A1 健康保険証として利用登録したマイナナンバーカードのことです。利用登録の申込みは、マイナポータル・医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダー・セブン銀行ATMでできます。

マイナナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** 

Q2 「資格確認書」とはなんですか？またどのような場合に交付されますか？

A2 マイナ保険証をお持ちでない方に対し、従来の保険証の代わりとして保険証と同じカードサイズで交付します。医療機関等では資格確認書を提示することで一定の負担割合で受診ができます。

以下の場合、本人からの申請によらず資格確認書を交付します。

- ・マイナナンバーカードを持っていない、またはカード返納をした。
- ・マイナナンバーカードを持っているが、マイナ保険証の利用登録をしていない、または登録解除をした。
- ・マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた。（カード本体の有効期限切れを含む）
- ・保険証または資格確認書等の記載内容に変更が生じた。

また、マイナ保険証での受診が困難な方は、申請いただくことで資格確認書を交付します。



Q3 「資格情報のお知らせ」とはなんですか？

A3 マイナ保険証をお持ちの方に対し、登録内容を確認いただくためにA4サイズの紙で交付します。資格情報のお知らせだけでは医療機関の受診はできません。受診の際はマイナナンバーカードが必要です。なお、マイナ保険証を利用できない医療機関等では、マイナ保険証と資格情報のお知らせを一緒に提示することで、一定の負担割合で受診ができます。

国保の加入・脱退手続き〈国民健康保険法第9条〉

次のようなときには、本人または同じ世帯の人が、各区役所保険年金課または支所へ必ず14日以内に届出をしましょう。(国民健康保険法施行規則第2条～第15条)

国保に加入したときや国保を脱退したときは、かかっている医療機関などに必ずその旨を申し出てください。



〈資格確認書または資格情報のお知らせはいつもらえますか?〉

新規に加入の手続きをした人には、4～5日程度で郵便にてお送りします。

ただし、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、顔写真付住基カードの中から有効期限内のものを1つ)で、来庁者の本人確認ができる場合は窓口でお渡しできます。(本人または同じ世帯の人が届け出た場合に限ります。ただし、郵便物が届かなかったことのある人などは、窓口でお渡しできない場合があります。)

なお、井川支所、長田支所での受付は、すべて郵送になります。

有効期限到達により資格確認書または資格情報のお知らせを更新する際は、普通郵便で送ります。

加入する場合	こんなとき	届出に必要なもの	
	転入したとき	①転出証明書 ②世帯主に変更がある場合は、同じ世帯の人全員のマイナ保険証または資格確認書等 ③特定同一世帯所属者異動連絡票※1、旧被扶養者異動連絡票※2、産前産後期間保険料免除対象者異動連絡票※3 (③の連絡票は前住所地の市区町村で発行されている場合)	・左記のほかに、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類が必要です。※4 ・別世帯の人が届け出る場合は、委任状が必要です。
	健康保険などを脱退したとき、健康保険などの任意継続が切れたとき、扶養からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書または脱退連絡票など(元の勤務先などで発行)	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳(出産育児一時金については11ページ「出産育児一時金」参照)	
	生活保護が廃止(停止)されたとき	保護証明書	
	後期高齢者医療制度の適用でなくなったとき	マイナ保険証または資格確認書等	

※1 24ページ「9」(1)※1 特定同一世帯所属者とは「参照」。

※2 25ページ「10」(6)被扶養者であった人に対する軽減「参照」。

※3 24ページ「9」(3)出産する被保険者に対する軽減「参照」。

※4 28ページ「国保の手続きにはマイナンバーが必要です!!」参照。マイナンバーの提示があれば、添付書類が省略できる場合があります。

・国民年金の手続きが必要な場合は、年金手帳または基礎年金番号通知書もしくはマイナンバーが確認できるものをお持ちください。

・国保の資格は、健康保険などの資格を喪失した日から取得となります。(国民健康保険法第7条)

そのため、保険料も届出日ではなく、資格取得日までさかのぼって負担していただきます。

・国保に加入する場合の届出が遅れたときは、給付が受けられないことがあります。

・国民健康保険料の口座振替を次の金融機関のいずれかで希望する場合は、対象金融機関のキャッシュカードをお持ちください。届出窓口で口座振替の手続きができます。※

静岡銀行・清水銀行・しずおか焼津信用金庫・静岡信用金庫・静岡市農協・清水農協・ゆうちょ銀行

※25ページ「4」保険料の納め方(2)申込方法 ②各区役所・静岡庁舎での申込み(ペイジー口座振替受付サービス)「参照」。

脱退する場合	こんなとき	届出に必要なもの	
	転出するとき	①転出する人のマイナ保険証または資格確認書等 ②世帯主に変更がある場合は、同じ世帯の人全員のマイナ保険証または資格確認書等	・左記のほかに、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類が必要です。※ ・別世帯の人が届け出る場合は、委任状が必要です。
	健康保険などに加入したとき、健康保険などの扶養に入ったとき	①健康保険加入証明書等(勤務先などで発行)または加入した人全員の資格確認書または資格情報のお知らせ ②健康保険などに加入した人、扶養を認められた人全員のマイナ保険証または資格確認書等	
	死亡したとき	①亡くなった人のマイナ保険証または資格確認書等 ②世帯主に変更がある場合は、同じ世帯の人全員のマイナ保険証または資格確認書等 ③相続関係の確認できる書類(全部事項証明など) ④葬祭費については12ページ「葬祭費」参照	
	生活保護が開始されたとき	①保護証明書 ②マイナ保険証または資格確認書等	
	申請により後期高齢者医療制度へ移行したとき	該当する人のマイナ保険証または資格確認書等	

※28ページ「国保の手続きにはマイナンバーが必要です!!」参照。

・有効期限を経過した資格確認書等は使用できません。健康保険などに加入していながら、国保の資格確認書等で医療機関などにかかった場合は、国保が負担した医療費の全額を返していただくことになります。

・異動届、委任状は静岡市国保のホームページからダウンロードすることができます。

その他の手続きについて(再交付・住所・氏名の変更など)

＜次のような場合にも届出が必要です＞

こんなとき	届出に必要なもの	
住所、氏名が変わったとき	マイナ保険証または資格確認書等※1	・左記のほかに、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類が必要です。※2 ・別世帯の人が届け出る場合は、委任状が必要です。
世帯主が変わったとき	同じ世帯の人全員のマイナ保険証または資格確認書等※1	
修学で他の市区町村へ転出するとき、及び修学が延長となったとき	①マイナ保険証または資格確認書等※1 ②在学を証明するもの(在学証明書、学生証など)、延長が確認できるもの	
修学が終了し、転入したとき	マイナ保険証または資格確認書等※1	
施設に入所するため他の市区町村へ転出するとき	①マイナ保険証または資格確認書等※1 ②施設の入所が確認できる書類	
資格確認書または資格情報のお知らせの紛失など再交付が必要なとき	・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類 ・別世帯の人が届け出る場合は、委任状が必要です。	
個人番号の変更があったとき	・変更前のマイナンバーカードまたは通知カード ・変更後の個人番号通知書 ・本人確認書類 ・別世帯の人が届け出る場合は、委任状が必要です。	

- ※1 国保から交付されているものがあれば、お持ちください。
- ※2 28ページ「国保の手続きにはマイナンバーが必要です!!!」参照。
- 郵送でできる手続きについては、7ページをご覧ください。

外国人住民の皆様へ

住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年7月9日以降、外国人住民の国保の適用範囲が変更になりました。

国保に加入する人

- ①静岡市に住民票のある外国人(在留期間が3か月を超える人)

②入国時点において、在留期間が3か月以下で住民票が作成されない外国人のうち、下表の資格で3か月を超えて在留することが資料により確認できる人
- ・国保に加入していた外国人の在留資格が「短期滞在」などに変更となり、住民票がなくなった場合でも、合法的に日本にいる期間は、引き続き国保の被保険者となります。資格確認書等、在留カード、パスポートを持って、お住まいの区の保険年金課に届出をしてください。
 - ・健康保険などに加入している人、「外交」または「公用」の在留資格が決定された人などは、国保に加入することができません。
 - ・特定活動のうち、治療目的、観光、保養目的による滞在の場合は、国保に加入することができません。
 - ・日本と医療保険を含む社会保障協定を結んでいる国の人で、本国政府から社会保障加入の証明がある人は国保に加入することができません。
 - ・②の対象者は、届出が必要です。下表の必要なものを持ってお住まいの区の保険年金課に届出をしてください。

在留資格と届出に必要なもの

在留資格	届出に必要なもの	
興行	活動内容および期間を証する文書(招へい機関との契約書など)	左記のほかに、パスポート、住所が確認できる資料(契約書など)が必要です。
技能実習	活動の内容および期間を明らかにする資料(活動を行う機関が作成した資料など)	
家族滞在	家族滞在の在留資格を有する者を扶養する者の在留資格および在留期間を明らかにする資料	
特定活動	活動の内容および期間を明らかにする資料	

※帰国するときや日本国内で住所が変わるときは、お住まいの区の戸籍住民課と保険年金課に必ず届出をしてください。

70歳から74歳までの人の医療費(資格確認書または資格情報のお知らせ)

70歳を迎える人には、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が1日の人はその月)から使用する一部負担金の割合を表示した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送ります。
(国民健康保険法施行規則第7条の4)

「一部負担金の割合」の判定方法 チャートにしたがって「はい」、「いいえ」をお答えください。

(1) 同じ世帯内の70～74歳の国保加入者全員の令和6年度(8月以降は令和7年度) 市民税課税所得(課税標準額)が全員145万円未満である。

はい

いいえ

(2) 70～74歳までの国保加入者全員の令和6年度(8月以降は令和7年度)の 旧ただし書所得の合計が210万円以下である。
・旧ただし書所得とは総所得金額等※1から基礎控除額※2を差し引いた額です。

はい

いいえ

一部負担金の割合 **3割**

申請による再判定

70～74歳の国保加入者の令和5年中(8月以降は令和6年中)の 収入金額が下表のいずれかに該当する。

世帯の状況	左記の人の合計収入額
70歳以上の被保険者が1人だけの場合	383万円未満
収入額が383万円以上の70歳以上の被保険者1人と 特定同一世帯所属者※3がいる場合	520万円未満
70歳以上の被保険者が2人以上の場合	

・収入金額とは必要経費等を控除する前の金額です。

はい **申請が必要**

いいえ

一部負担金の割合 **2割**

一部負担金の割合 **3割**

☆申請による再判定について

この判定は所得額ではなく収入金額(必要経費等を控除する前の金額)で判定します。

上記チャート(1)、(2)により「3割」と判定され、再判定の表のいずれかに該当する場合は、申請により一部負担金の割合が変更される場合があります。該当する場合は、お住まいの区の保険年金課で申請してください。



申請に
必要なもの

- ① マイナ保険証または資格確認書等
- ② 来庁者の本人確認書類
- ③ マイナンバー(個人情報)が必要な人の番号確認書類※4
- ④ 令和5年中(8月以降は令和6年中)の収入金額がわかるもの
(確定申告書の控え、源泉徴収票など)
- ⑤ 別世帯の人が申請する場合は、委任状

※1 23ページ「※1 国民健康保険料に係る総所得金額等とは」参照。

※2 令和7年7月診療分までは、令和5年中の所得から、令和7年8月診療分からは令和6年中の所得から43万円を控除します。ただし、合計所得金額が2,400万円超の場合は、金額に応じて控除額が変わります。(23ページ「※2 前年の合計所得金額が」参照。)

※3 24ページ「※1 特定同一世帯所属者とは」参照。

※4 28ページ「国保の手続きにはマイナンバーが必要です!!」参照。

後期高齢者医療制度(75歳以上の人の医療保険)

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人(65歳以上で一定の障がいがあり後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人を含む。)を対象とした医療制度です。

75歳を迎える人は、75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入します。その際、国保への脱退の届出は必要ありません。(ただし、65歳以上で一定の障がいがあり申請により後期高齢者医療制度に加入する人は、国保への脱退の届出が必要です。)

※国民健康保険に加入している人が75歳になったときの保険料の口座振替について

国民健康保険料を口座振替で納付されている人が後期高齢者医療制度に加入したとき、国民健康保険料の口座振替の情報は、後期高齢者医療制度に引き継がれません。

後期高齢者医療制度の保険料を、口座振替での納付を希望されるときは、金融機関等で手続きをお願いします。
ただし、口座振替の手続きをした場合でも、条件に当てはまるときは、保険料は年金からの引き取りとなります。

後期高齢者医療制度のホームページはこちら▶



臓器提供意思表示欄について

↓資格確認書裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、その窓口で電子資格確認を受けるか、この証を渡してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄：〕
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)：
家族署名(自筆)：

〈記入時の注意点〉

- ・記入は任意であり、義務付けられているものではありません。
- ・意思表示欄の記入内容は、臓器の移植に関する法律に規定する書面による意思表示として取り扱われます。
- ・特記欄について、1または2を選択した人で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してよい人は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。また、親族優先の臓器提供をしたい場合は、「親族優先」と記入できます。
- ・本人および家族の署名は、自筆で記入してください。可能であれば、この意思表示について知っている家族が、確認のために署名してください。
- ・ボールペンなどの消えない筆記用具を使用して記入してください。

臓器移植に関するお問い合わせ先

(公社)日本臓器移植ネットワーク フリーダイヤル:0120-78-1069 ホームページ:<http://www.jotnw.or.jp>

郵送での手続きについて

国保の加入・脱退手続きをする方で窓口での手続きが難しい場合は郵送で届出ができます。静岡市国保のホームページ内の記載例を参考に必要事項を記入し、添付書類を同封してお住まいの区の保険年金課へ郵送してください。この場合、各区保険年金課で発行した資格確認書または資格情報のお知らせは世帯主宛て、住民登録住所へ送ります。

なお、郵送による手続きは時間がかかりますので、お急ぎの方は窓口へお越しください。

届出に必要なもの

- ①国民健康保険・国民年金異動届
 - ②4・5ページ「届出に必要なもの」参照
- ※マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類はコピーを同封してください。

- ・異動届、証明書、委任状は静岡市国保のホームページからダウンロードすることができます。
- ・書類は、ボールペンなど消せない筆記用具で記入してください(鉛筆・消せるボールペンは不可)。
- ・書類に不備があった場合、書類一式を返送し、再提出をお願いすることもあります。

※脱退の手続きは市のホームページから電子申請することもできます。